

東彼杵町規則第 2 号

東彼杵町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町財務規則の一部を改正する規則

東彼杵町財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>（行政財産の貸付）</u> <u>第101条の2 行政財産は、法第238条の4第2項第1号から第4号の規定に基づき、貸付けすることができる。</u> <u>2 前項の規定により、行政財産を貸し付ける場合については、第105条から第108条までの規定を準用する。</u></p>	〔新設〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。